

# 学校法人国際大学役員報酬規程

制定 2014年12月19日

改正 2020年4月1日

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人国際大学寄附行為第35条の3に基づき、役員報酬について定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、役員その他、評議員を含むものとする。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行上の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等は、原則無報酬とする。

- 2 理事長が必要と認めた場合は、理事長が発議し、理事会で議決のうえ、別表1に定める範囲内で、役員に対し報酬等を支払うことができる。
- 3 報酬等の額は、理事会が決定する。
- 4 報酬等の支給の方法は、学校法人国際大学給与規程に準ずる。

## (報酬の支給)

第3条 理事長が必要と認めた場合は、理事長が発議し、理事会で議決のうえ、役員に対し報酬を支払うことができる。

- 2 報酬の額は、理事会が決定する。

## (費用の支給)

第4条 役員等がその職務の執行に当たって負担する費用についてはこれを支払うものとし、その額は、別表2によるものとする。

## (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に際し必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、2014年12月19日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。(私立学校法改正に基づく変更等)

別表1 理事長が必要と認めた場合の役員報酬支給の基準

対 象	金 額
常務理事	月額 700,000 円（年額 8,400,000 円）を上回らない範囲で理事会が定める額

別表2 役員等及び評議員に対する費用の支払い額

対 象	事項・金額	金額
役員及び評議員 (理事長、常務理事 及び教職員を兼ね る者を除く)	東京都区内での職務（理事会・評議員会出席その他）	出席の都度 一人一律 5,000 円
	国際大学キャンパスでの職務の 他、職務の遂行において費用が発生した場合	実費を支給